

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会評議員及び役員等の報酬に関する規程

平成29年4月1日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員（常勤の役員を除く。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員会、評議員会、各種委員会等の構成員が役員会、評議員会及び各種委員会等に出席したときは、別表に定める報酬を支払うものとする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程（平成18年規程第8号）は廃止する。

別表（第2条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
会 長 及 び 委 員 長	日額 5,000円
その他の理事・監事・評議員	日額 4,000円
委 員 会 委 員	日額 4,000円